

第873回

宿毛市農業委員会会議

1. 日時 令和6年4月4日(木曜日)午後1時30分

2. 場所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者(15名)

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
4番 山本 欣史	5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里
7番 澤田 誠規	9番 小島 久司	10番 寺田 巧
11番 羽賀 大透		

1番 松本 功	2番 保田 稔	4番 堀内 愛貴
5番 赤星 文香	7番 浦田 久永	

4. 欠席者(3名)

8番 西山 成彦

3番 川島 照久 6番 山本 大

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局 主査 柴岡 恵美

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積計画について

- 議長　　みなさん、こんにちは。4月に入りました。急に気候も良くなりすぎて暑いぐらいな今日の天気になっています。新年度始まって、また一年このメンバーで3月までやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。
- 議長　　これより、第863回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。11番 羽賀 大透 委員、
1番 稲田 義敬 委員にお願いします。
(なお、8番 西山 成彦 委員、3番 川島 照久 委員、
6番 山本 大 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)
- 議長　　議事に入る前に産業振興課の方で異動があったようなので、ここで自己紹介などを。
- 事務局長　　職員の紹介をさせてください。4月1日付けで産業振興課の方で若干職員の異動がありましたので、この場を借りて紹介させていただきたいと思っております。
林業振興係では、頼田係長の後任に市民課保険係から宮本係長、農業振興係では、濱田係長の後任に税務課住民税係から溝渕係長、西岡さんの後任に生涯学習課スポーツ振興係から濱口さんがそれぞれ着任しました。
- 各職員　　それぞれ自己紹介を行う。
- 田中補佐　　本日は課長が来られなかったので、私の方から紹介というか。自己紹介はしていただいたんですけど。メンバーが代わりましたけど、経験者もいれば他の課で頑張ってきたメンバーでもありますので、皆さんと一緒にやっていたらと思います。ぜひよろしく願います。
- 事務局長　　それでは、産業振興課からの挨拶を終了させていただきます。
- 議長　　はい、それでは議事の方に入らせてもらいます。
- 議長　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長　　事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。

受付番号1番。場所は2ページに位置図をつけております。

大字戸内。三共コンクリート(株)付近、譲受人の実家の隣にある農地の1筆です。

売買で取得後は季節野菜を耕作するとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた曾根行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号2番。場所は3ページに位置図を付けております。

小筑紫町伊与野。伊与野川沿い松本建設付近にある譲受人宅の隣地にある農地の2筆です。

売買で取得後は季節野菜や果樹の栽培を行うとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた曾根行政書士から提出されております。

なお、この案件につきましては顛末書が提出されております。資料1をご覧ください。所有権移転を目的とした農地法第3条許可申請が令和6年3月7日付けで提出されました。当該土地は面する道路から低い場所にあるため、買主が作付けを予定している果樹の栽培の利便性を考え、盛土を施すことを計画しておりました。これについては3条申請の許可が下り、所有権が移った段階で地目変更届を行うこととしていましたが、3条許可申請を行ったことで必要な手続きがなされたものと誤認し、この度、当該土地の一部について盛土をしてしまったとのことでした。

以降の工事は手続きが適切に行われるまで中止し、今後はこのようなことがないように、関係法令を遵守し、事前の確認等を怠らず、然るべき手続きを行うよう注意いたしますことを誓う旨、提出されておりますことを申し添えます。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の申請は以上2件となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号1番について、平田地区担当の自分の方から説明いたします。

○岩本委員 【議案書をもとに1番朗読】

先日、双方に電話で確認しました。●●君(譲受人)の家の下の畑になっており、●●君が大体草を刈ったり等、今までも管理していたので、問題はないと思います。どうかよろしく願います。

○議長 続きます、受付番号2番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに2番朗読】
3月25日に浦田委員と現地確認をしまして、意思確認もしております。問題ないと思います。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○寺田委員 質問したいんですけど。顛末書がよう最近出てくるような感じがするんですよ。おそらく個人申請ではないと思うんです。書類おとして行政書士が代理で出している。その時点で何か把握できんのかなと。こうしたらいかなぞというか、アドバイスというか。事後処理でこうなったのか、事前の考えがあつてやったのか、というところで顛末書出てくると思うんですよ。

○事務局長 この審議、3条の受付番号1番の案件について、先ほど事務局より説明させていただきましたけど、申請日は3月7日、締め切りまでに提出していただいているんですけど、顛末書の日付は3月14日です。申請いただいた段階では顛末書はありませんでした。委任を受けた行政書士が顛末書に書かれた内容を知ったのが、事務局が説明したように申請書類の後にわかったということ。

○寺田委員 事後処理みたいな。

○事務局長 そうですね。時系列という点では、妙な形になってしまいますけど。

○寺田委員 以前もあつたような気もするんですよ。土地の売買を専門にしている人が知らなかったというふうなことはありえんと思うし。何かないのかなと思って。

○事務局長 そうですね。こういうことが出てこないのが一番いいことですが、今回ケースごとに対応していますが、繰り返しになりますが、受付番号1番の案件については、時系列でいくと前後してまして、事務局としましては、本定例会に諮るにあたって対応ができないということで、中身をより分かりやすくするために、事実関係を含めたうえで時系列が分かる顛末書を提

出いただいたという次第であります。うまく伝わらないかもしれませんが、こういうことがないようにしたいとは思っておりますが、今回この分につきましては、こういう形になって本定例会にて審査をお願いしているということでありまして、よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに意見はございませんか。なければ採決の方に入らせていただいでかまいませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号1番。申請場所 所在地 大字小深浦。5ページに位置図をつけております。主要地方道宿毛城辺線沿い、びんくのくじら前から北側へ少し入った農地のうちの1筆になります。
転用目的としましては、農地に隣接する譲受人の自宅への進入路が狭いことから道路を拡幅し使用するためです。なお、申請地は昨年5月に既に造成を終えており現在使用していることから、資料2にありますように顛末書の写しを添付しております。
農地転用に伴う土地利用計画図等必要書類は添付されております。
本申請は委任を受けた四万十市の西川行政書士より提出されております。
転用所要面積は、28.00㎡。土地造成費100万円を自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号1番について、小深浦地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに1番朗読】

先日、お話をお聞きしたところ以前から家があり、ここに住んでいる人の乗用車が入りにくい場所で、おそらく市役所の土木課の方に相談を以前何回かしていたようですが、何もしてくれなかったということで、これがあることを知らずに自分でやったということです。こちら資料2の方に顛末書が出ております。●●さん(譲渡人)の方もこちらの状況をわかっており、譲るから好きにしてやということで譲り渡したということで、特に問題はないと思います。以上です。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○稲田委員 これ、公衆用道路やなくて私道になるがやないが。私、自分のところの道。公衆用道路って書いているけど。

○山口委員 多分、奥にもう1軒家があるから、私道にはならんようにしたがやないろうか。結局他の人も使うようになるから。

○稲田委員 自分で作っちゃって、まあ名目上は公衆用道路にしたということですか。

○山口委員 たぶん、どういう形にしても名目上、公衆用道路になると思う。

○稲田委員 あー、そうですか。

○山口委員 うちの土地とかでもあるがやけど、農道みたいに皆さん土地を出してやったところでも、全部名目上、公衆用道路になる。

○澤田委員 国道でも、みんな公衆用道路やろ。

- 小島委員 個人所有で、いうことやろ。逆に。
- 山口委員 所有自体は個人やけど、他の人も使うから、公衆用道路っていう名目で税金かからんような感じになっちょうがかと。他に名目のつけようがないがやろ。
- 寺田委員 逆に言うたら、市に寄贈したらどうです。
- 山口委員 そうやったら、たぶん面倒くさくなるがやないろうか。市に寄贈せんでも税金かからんがやし。
- 事務局長 すみません、事務局です。先ほど私、説明がぬかっていたら申し訳ありません。資金計画のところ、土地の造成費と自己資金であることはお伝えしたんですが、土地の取得費は委員さんからの説明がありましたけど、贈与です。先ほどどなたかが地目の話をされていましたが、地目は公衆用道路ということで申請をいただいております。なお、私の方の私道なのか、市の道路、奥に家もありますし。内容につきましては申し訳ありません、本日の段階で事務局も確認できておりません。また確認して報告させていただきます。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 ないようでしたら、これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 事務局の説明の前に、先月宿題でありました、平田の●●さんから●●さんへの農地管理機構の契約の変更の件の結果を報告させていただきます。中間管理機構の山本さんと上原さんという方に直接会い、話を聞いてきました。そしたら、当時の中間管理機構との契約での補助金は出ているのですが、耕作者ではなく地主に出ていたそうです。地主さんも今回交えて●●さんから●●さんへ再契約になってます。●●さんにはお金は発生していないし、地主さんに発生したお金も地主さんが●●さんから●●さんに行くことを OK していますので、問題ないということです。今の説明でよろしいでしょうか。ということになります。よろしくお願いします。

○議長 それでは事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。受付番号18番についてご説明いたします。新規設定です。場所は大字芳奈。芳奈憩いの家、借受人宅付近に広がる農地のうちの1筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号19番についてご説明いたします。新規設定です。

場所は大字芳奈。県道353号沿いに広がる農用地区域内にある農地のうちの5筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号20番についてご説明いたします。新規設定です。

場所は、大字和田。文珠橋手前、松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。借受人は一般社団法人スタートアグリカルチャーすくも。農業の後継者や担い手を育成する目的で宿毛市の公社として設立されており、主にイチゴの栽培を行い、研修生を受け入れています。4月1日現在、2名の研修生が在籍しております。就農希望者の研修用ハウス・農地を探していたところ、今回の農地が見つかり申請に至っております。

田ではイチゴを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定については以上3件です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きます、受付番号18番及び19番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに18番及び19番朗読】

●●さん（貸付人）には3月30日に、●●さん（受付番号18の借受者）にも同日聞き取りし、よろしくお願ひします。とのことです。また●●さん（受付番号19の借受者）には4月1日電話で確認し、いずれもよろしくお願ひしますとのことです。以上。よろしくお願ひします。

○議 長 続きます、受付番号20番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに20番朗読】

3月25日から30日の間に電話並びに双方に面談して確認を取りました。●●さんという方が作っていたハウスですが、体調不良で作れないということで、ハウスを借りてイチゴを栽培するということです。ハウスの方ビニールが剥がれたり、下も荒れておりまして、だいぶ手間がかからせんろうかと聞いたところ、今年中にイチゴを栽培する卒業生、その人がやるということです。アグリカルチャーすくもは旧庁舎に事務所・作業場がありました。双方ともに間違いないということで、よろしくお願ひしますとのことでした。以上です。よろしくお願ひします。

○議 長 事務局と委員より説明がありました、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということです、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、「議案第3号」3件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号1番につきましては、事務局の方で対応させていただきましたので、私の方から説明させていただきます。

【議案書をもとに番号1番朗読】

本件につきましては3月21日(木)に私が定期船に乗り、沖の島に行ってきました。沖の島支所の協力をいただいて現地調査をさせていただいておりますが、なかなか非常に正直わかりづらいところがありまして、イメージで恐縮ですが位置図を9ページ、周辺地区の地図を10ページに添付させていただいております。

本案件につきましては、委任者が三原村に在住しております。三原村役場のOBで、実は事務局の方へ昨年の秋、10月末に相談がありまして、県外在住の方がこの農地、土地を処分したいということで、どのように処理したらいいのかということで相談を受けておりました。委任を受けた方がですね、買い取って将来的には、これはまだ計画の話ですけど三原村と沖の島の方で二拠点で生活をしたいというイメージがあるそうです。こういって前段で非農地証明で農地を外すということになりまして、今回の申請に至っております。

続きまして、受付番号2番。11ページに位置図をつけております。

所在地は大字小筑紫町呼崎。登記地目 畑1筆です。

申請地は、昭和62年頃、住宅を建築し、現在に至っております。

続きまして、受付番号3番。12ページに位置図をつけております。

所在地は大字橋上町坂本。登記地目 畑1筆、田3筆です。

申請地は、昭和50年頃、倉庫を建築、住宅への通路として利用し現在に至っております。

今月の非農地証明願は以上3件となっております。いずれも農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 それでは、受付番号2番について、呼崎地区担当の羽賀委員より説明をお願いいたします。

○羽賀委員 【議案書をもとに番号2番朗読】

21日に浦田さんと現地確認をして、家があるので農地は困難ということを確認しました。本人には電話で確認して間違いないのでよろしく申し上げますということでした。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号3番について、坂本地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに番号3番朗読】

●●さん本人と立ち会って現地確認しました。一番最初の59㎡と39㎡は家と家の間の通路となっております。そして3番目の277㎡は大きな倉庫が立っており、4番目の327㎡は公衆用道路、県道4号津島線です。道路となっております。本人に確認すると、以前にも県にいったけどやってくれなかったということで、今回許可がおりたら県にいつて申請するように話しました。わかりましたということです。以上です。審議よろしく申し上げます。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

非農地証明3件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、非農地証明3件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局 (①高知県に送付した結果の報告について)

第869回宿毛市農業委員会会議(11月28日開催)で承認となった、農地法第5条申請(受付番号14号)について、県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市和田(太陽光発電施設の設置・令和6年3月6日付け)

また、第871回宿毛市農業委員会会議(1月25日開催)で承認となった農地法第5条申請(受付番号18号・20号・19号)についても県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市四季の丘二丁目(一般住宅建築・令和6年3月6日付け)

※宿毛市宿毛・鷺洲地区(駐車場の設置・令和6年3月19日付け)

※宿毛市駅前町一丁目(自動車学校の自社寮建設・令和6年3月29日付け)

なお、昨年度の許可申請の中で残っているものは、平田町戸内の太陽光の案件が1件、現在審査中となっております。それ以外については処理を終えておりますので、報告させていただきます。

(②地域計画における目標地図の作成に向けた取り組み(橋上・二ノ宮・中角地区座談会実施について))

現在取り組みを進めております、地域計画作成に向けた地区の話し合いについては、昨年11月の平田・黒川・中山地区を皮切りに、1月には芳奈地区・山田地区。3月7日(木)に橋上地区、12日(火)に二ノ宮・高石地区、14日(木)に中角地区で座談会を無事開催することができました。該当担当地区の委員の方には夜、貴重な時間に参加していただき、ありがとうございました。

残る地区につきましては、新体制で今後日程調整を行い、取り組みを進めていきたいと考えております。担当地区の委員さんには事前にすり合わせ等内容確認を行い、進めてまいりたいと思っております。

また、すでに地域座談会が終了した地区につきましては協議の場でもいただきました皆さまからの意見を取りまとめの上、公表することとなっており、準備をすすめております。準備が整いましたら改めて定例会の方で報告させていただきます。引き続き、委員の皆さまには地域計画策定にあたり、ご理解・ご協力のほどよろしく願いいたします。

(③令和6年度の最適化活動の目標(案)について)

お手元にお配りしている資料4をご覧ください。こちらは新年度の最適化活動の目標について、事務局の方で案を作成したのになります。本日お持ち帰りいただき、各自ご一読のうえ、不明な点がありましたら事務局までご連絡ください。

(④賃借情報(案)の訂正について)

前回の定例会で協議していただきありがとうございました。その際に山奈・平田地区の最低金額が1500円となっておりますが、私の入力間違いで4500円だったことがわかったため、訂正いたします。ホームページへは訂正したこちらの分を掲載したいと思います。

(⑤活動記録簿の提出及び農地利用最適化交付金(報酬上乘せ分)の支給について)

3月に提出いただいた活動記録簿の内容を精査し、活動実績を取りまとめ報酬の算定を行い、これまで1年間の活動実績に基づき報酬の上乗せ分として3月末日に支給させていただいております。

委員の皆さまのご協力、誠にありがとうございました。

新年度も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意願います。

本日も3月分の活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。

(⑥産業祭開催(4月29日)に伴う農業委員会の取り組みについて)

4月29日(月・祝)に第11回宿毛まるごと産業祭が開催されます。農業委員会としましては、今年も農業者年金等相談コーナーを開設しますので、よろしく願います。

(⑦グリーンパイヤ苗の納品について)

以前苗を注文していただきました委員さんにつきましては、本日現在入荷日の確認がとれていません。納品日の確認ができ次第、皆様にご連絡いたしますので、その際はよろしく願います。

(⑧次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は5月9日(木)午後1時30分開会の予定です。場所の方が303から301へ変更となっておりますので、お間違いないようよろしくお願いいたします。なお、会議への各

種申請書類受付締切日は4月5日（金）で、議案送付は4月25日（木）の予定です。

○議 長 ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第873回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和6年4月4日

会 長

岩本 誠司

農業委員

稲田 義敬

農業委員

羽賀 大造